副本

令和３年（ワ）第７６４５号　「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原　　告　　山縣真矢　ほか７名

被　　告　　国

被告第１準備書面

令和３年９月２日

東京地方裁判所民事第４４部甲合議１Ａ係　御中

被告指定代理人

清　平　昌　大

本　村　行　広

市　原　麻　衣

君　塚　知　弥　子

尾　形　信　周

周　藤　崇　久

淺　野　航　平

生　部　雅　敏

山　本　勇　治

目　次

第１　請求の原因に対する認否 ―――――――――――――――――――――――――――4
１　「第１　本件の概要」について ……4
２　「第２　原告ら」について ……4
３　「第３　人の性の多様性」について ……4
(1)　「１　性自認と性的指向」について ……4
(2)　「２　性の多様性と社会」について ……5
４　「第４　日本の法制度」について ……6
(1)　「１　民法の規定」について ……6
(2)　「２　セクシュアル・マイノリティと婚姻」について ……6
５　「第５　法律上同性の者との婚姻を認めないことが婚姻の自由の侵害であること」について ……6
(1)　「１　概要」について ……6
(2)　「２　婚姻の自由は憲法上の権利であること」について ……6
(3)　「３　婚姻の自由は法律上同性の者との婚姻にも及ぶこと」から「５　結論」までについて ……8
６　「第６　法律上同性の者との結婚を認めないことが平等原則に違反すること」について ……8
(1)　「１　はじめに」について ……8
(2)　「２　性別に基づく別異取扱いであること」について ……8
(3)　「３　性自認及び性的指向に基づく別異取扱いであること」について …9
(4)　「４　被侵害権利・利益」について ……9
(5)　「４　厳格に審査されるべきこと」について ……12
(6)　「５　別異取扱いが正当化されないこと」について ……13
(7)　「６　結論」について ……13
７　「第７　同性間の婚姻を認めない本件規定が憲法２４条２項に反すること」

について ……13
8 「第8 立法不作為が国賠法上違法であること」について ……14
(1) 「1 立法不作為の国家賠償法上の違法性に関する基準」について……14
(2) 「2 本件規定の違憲性が明白であること」について ……14
(3) 「3 国会が正当な理由なく長期にわたって立法措置を懈怠していること」及び「4 結論」について ……17
9 「第9 損害の発生」について ……17
10 「第10 結語」について ……17
第2 被告の主張 ――――――――――――――――――――――――――――18

被告は，本準備書面において，訴状における請求の原因に対する認否を行う。

以下，「婚姻」という用語については，特に断りのない限り，法律上の婚姻を指すものとする。

第１　請求の原因に対する認否

１　「第１　本件の概要」について

第１段落及び第３段落は，本件訴訟の趣旨や目的についての原告らの意見を述べるものであり，認否の限りでない。

第２段落のうち，第１文は認め，その余は争う。

２　「第２　原告ら」について

全体として不知。

３　「第３　人の性の多様性」について

(1)　「１　性自認と性的指向」について

ア　柱書きについて

訴状第３の１(1)ないし(3)（１５ないし２０ページ）と同旨の主張と解した上で，これに対する認否は，後記イないしエで述べるとおりである。

イ　「(1) 性自認または性同一性（gender identity)」について

性自認とは，自分の性をどのように認識しているのか，どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念であること，性自認と生物学的な性が一致する場合もあれば，一致しない場合もあること，性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成１５年法律第１１１号。以下「特例法」という。）が制定されたこと，甲Ａ第１３４号証４２ページに「２０１３年，ＤＳＭ－５が出版され，名称はＧｅｎｄｅｒ　Ｄｙｓｐｈｏｒｉａ（性別違和）へと変更されることとなり，現在に至っている。」と記載されていること（ただし，同ページには，それに続けて「しかしながら，ＩＣＤ－１１〔国際疾病分類〕の改

訂はまだ行われていないため，２０１７年時点では，性別違和〔ＤＳＭ〕と性同一性障害〔ＩＣＤ〕という異なる診断名が同時に存在している状態にある」とも記載されている。）は認め，その余は不知ないし争う。

ウ　「(2) 性的指向（sexual orientation)」について

性的指向とは，人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいい，具体的には，恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛，同性に向かう同性愛，男女両方に向かう両性愛を指すものであることは認め，その余は不知ないし争う。

エ　「(3) 性自認と性的指向」について

性的指向と性自認とが異なる概念であること，性自認と生物学的な性が一致する場合もあれば，一致しない場合もあること，性的指向には，恋愛・性愛の対象が異性に向かう場合もあれば，同性に向かう場合もあること，性的指向又は性自認に関して，ＬＧＢＴ又はＬＧＢＴＱという呼称が存在することは認め，その余は原告らの意見ないし一般論を述べるものであり，認否の限りでない。

(2)　「２　性の多様性と社会」について

甲Ａ第８号証の１及び２に，アメリカ合衆国では，レズビアン，ゲイ又はバイセクシャルのいずれかであると自認する人の割合が３．５％，トランスジェンダーとする人の割合が０．３％と推計されている旨の記載，及びカナダ，ノルウェー王国，オーストラリア連邦及び英国（グレードブリテン及び北アイルランド連合王国）において，レズビアン，ゲイ又はバイセクシャルと自認する人の割合が１％から２％前後と報告されている旨の記載があること，甲Ａ第９号証の調査結果報告書において，同調査の結果として有効回答数のうち性的少数者と自認する者が１．６％であったと報告されていること，甲Ａ第１０号証の調査研究報告書において，同調査の結果として同調査において「性的マイノリティ当事者層」と定義された者の割合が１０．０％と報

告されていることは認め，その余は，原告らの意見にわたる部分は認否の限りでなく，法的主張については争う。

4　「第４　日本の法制度」について

(1)　「１　民法の規定」について

民法７３９条１項の規定が訴状記載のとおりであること，配偶者が異性であることを婚姻の要件として明示的に掲げる規定がないこと，内閣が「民法（明治２９年法律第８９号）や戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）において，『夫婦』とは，婚姻の当事者である男である夫及び女である妻を意味しており，同性婚は認められておらず，同性婚をしようとする者の婚姻の届出を受理することはできない。」と答弁したこと（甲Ａ第１２号証），法律上同性の者同士が婚姻届を提出しようとしても不適法として受理されないことは認める。

(2)　「２　セクシュアル・マイノリティと婚姻」について

法律上同性である相手との婚姻が認められていないことは認め，その余は，原告らの意見を述べるものであり，認否の限りでない。

5　「第５　法律上同性の者との婚姻を認めないことが婚姻の自由の侵害であること」について

(1)　「１　概要」について

第１段落及び第２段落は争う。

第３段落は，訴状における説明順序に関するものであり，認否の限りでない。

(2)　「２　婚姻の自由は憲法上の権利であること」について

憲法２４条１項が「婚姻は，両性の合意のみに基いて成立し，夫婦が同等の権利を有することを基本として，相互の協力により，維持されなければならない。」と，同法１３条が「すべて国民は，個人として尊重される。生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利については，公共の福祉に反しない限

り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。」とそれぞれ規定していること，民法７６０条が婚姻費用の分担について，同法７６８条が財産分与について，同法８８２条以下が相続についてそれぞれ定めていること，昭和２２年法律第２２２号による改正前の民法が，「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」（７８８条１項），「家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ為スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス」（７５０条１項），「子カ婚姻ヲ為スニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但男カ満三十年女カ満二十五年ニ達シタル後ハ此限ニ在ラス」（７７２条１項），「法定ノ推定家督相続人ハ他家ニ入リ又ハ一家ヲ創立スルコトヲ得ス但本家相続ノ必要アルトキハ此限ニ在ラス」（７４４条１項）とそれぞれ規定していたこと，千葉地方裁判所昭和４３年５月２０日判決（判例タイムズ２２１号１０９ページ・甲Ａ第２２号証）及び大阪地方裁判所昭和４６年１２月１０日判決（判例タイムズ２７１号１４７ページ・甲Ａ第２３号証）がそれぞれ原告らの引用する判示をしたこと，最高裁判所平成２７年１２月１６日大法廷判決（民集６９巻８号２４２７ページ。訴状記載の「平成２７年１２月２日」は誤記と思われる。）が「同条（引用者注：憲法２４条）１項は，『婚姻は，両性の合意のみに基いて成立し，夫婦が同等の権利を有することを基本として，相互の協力により，維持されなければならない。』と規定しており，婚姻をするかどうか，いつ誰と婚姻をするかについては，当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにしたものと解される。婚姻は，これにより，配偶者の相続権（民法８９０条）や夫婦間の子が嫡出子となること（同法７７２条１項等）などの重要な法律上の効果が与えられるものとされているほか，近年家族等に関する国民の意識の多様化が指摘されつつも，国民の中にはなお法律婚を尊重する意識が幅広く浸透していると考えられることをも併せ考慮すると，上記のような婚姻をするについての自由は，憲法２４条１項の規定の趣旨に照らし，十分尊重に値するものと解することができる」と判示し

たことは認め，その余は全体として争う。

(3) 「3　婚姻の自由は法律上同性の者との婚姻にも及ぶこと」から「5　結論」までについて

甲A第１４２号証６２及び６３ページに同性愛に関する記載が存在すること，平成１５年に特例法が成立し，同法３条において，性同一性障害者であって「２０歳以上であること」，「現に婚姻をしていないこと」，「現に未成年の子がいないこと」，「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」及び「その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること」のいずれにも該当するものについて，その者の請求により，家庭裁判所が性別の取扱いの変更の審判をすることができると定められていること，甲A第１２１号証４ページに原告らの引用する記載が存在すること，原告らの引用する判例，裁判例が存在すること，最高裁判所平成３１年１月２３日第２小法廷決定（判例秘書登載）における裁判官鬼丸かおる，同三浦守の補足意見中に「性別は，社会生活や人間関係における個人の属性の一つとして取り扱われているため，個人の人格的存在と密接不可分のものということができ，性同一性障害者にとって，特例法により性別の取扱いの変更の審判を受けられることは，切実ともいうべき重要な法的利益である。」との言及があることは認め，その余は，原告らの意見にわたる部分は認否の限りでなく，法的主張については，同性の者との婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定が憲法２４条１項に反するとの趣旨の主張であると解した上で争う。

6 「第6　法律上同性の者との結婚を認めないことが平等原則に違反すること」について

(1) 「1　はじめに」について

第１段落は認め，第２段落は争う。

(2) 「2　性別に基づく別異取扱いであること」について

法律上，異性間の婚姻のみが認められ，同性間の婚姻が認められていないことは認め，その余は争う。

(3) 「３　性自認及び性的指向に基づく別異取扱いであること」について

法律上，異性間の婚姻のみが認められ，同性間の婚姻が認められていないことは認め，その余は不知ないし争う。

(4) 「４　被侵害権利・利益」について

ア　柱書きについて

訴状第６の４(1)ないし(4)（５７ないし６７ページ）と同旨の主張と解した上で，これに対する認否は，後記イないしオで述べるとおりである。

イ　「(1) 婚姻の自由の侵害」について

争う。

ウ　「(2) 社会的承認の不享受」について

前掲最高裁判所平成２７年１２月１６日大法廷判決（民集６９巻８号２４２７ページ）が，「国民の中にはなお法律婚を尊重する意識が幅広く浸透していると考えられる」と判示したことは認め，その余は原告らの意見を述べるものであり，認否の限りでない。

エ　「(3) 婚姻に伴う具体的権利・利益の不享受」について

(ｱ) 柱書きについて

後記(ｲ)ないし(ｵ)で述べる限度において認める。

(ｲ) 「ア　民法上の権利・利益」について

同性のパートナーに対して，訴状記載の民法の各規定が当然には適用されないことは認める。

(ｳ) 「イ　税法上の権利・利益」について

所得税・住民税の配偶者控除（所得税法２条１項３３号ないし同項３３号の４，８３条，８３条の２，地方税法３４条１項１０号の２）及び所得税・住民税の医療費控除についての世帯での合算（所得税法７３条，

地方税法３４条１項２号）における「配偶者」とは，民法の規定による配偶者とされていること（所得税基本通達２－４６参照），相続税法１９条の２第１項１号に掲げる金額が同項２号に掲げる金額以下であるときは，配偶者の納付すべき相続税額はないものとされているところ，同項の「配偶者」とは，婚姻の届出をした者に限るとされていること（相続税法基本通達１９の２－２），相続税法１８条１項は，遺贈により財産を取得した者が当該遺贈に係る被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者である場合においては，その者に係る相続税額は，相続税法１７条の規定により算出した金額にその１００分の２０に相当する金額を加算した金額である旨規定していること，相続税法２１条の６が，婚姻期間が２０年以上である配偶者から居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合の控除の特例を定めていることは認める。

(I) 「ウ　その他の法的権利・利益」について

a　「(ｱ) 在留資格等」について

出入国管理及び難民認定法２条の２第２項及び同法別表２が，日本人の配偶者である外国人について「日本人の配偶者等」の在留資格を定めていること，同法５０条１項４号が，外国人について，「法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。」には在留を特別に許可することができる旨定めていること，法務省入国管理局（当時）が平成１８年１０月に策定し平成２１年７月に改訂した「在留特別許可に係るガイドライン」の第１「在留特別許可に係る基本的な考え方及び許否判断に係る考慮事項」の積極要素１「特に考慮する積極要素」（３）として，「当該外国人が，日本人又は特別永住者と婚姻が法的に成立している場合（括弧内省略）であって，次のいずれにも該当すること」と定められ，同アに「夫婦として相当期間共同生活を

し，相互に協力して扶助していること」が，同イに「夫婦の間に子がいるなど，婚姻が安定かつ成熟していること」がそれぞれ掲げられていること，原告らの指摘する裁判例が，上記「在留特別許可に係るガイドライン」において指摘されている考慮事項を考慮するなどして在留特別許可がされるべき事案であるか否かを判断したこと，東京地方裁判所平成２０年２月２９日判決（判例時報２０１３号６１ページ・甲Ａ第４４号証）に原告らの引用する記載があること，甲Ａ第５８号証及び甲Ａ第５９号証で報じられた訴訟の提起後，当該訴訟の原告に対して在留特別許可がされたこと，国籍法５条１項１号が外国人の帰化を許可する条件の１つとして「引き続き５年以上日本に住所を有すること。」と定め，同法７条が「日本国民の配偶者たる外国人で引き続き３年以上日本に住所又は居所を有し，かつ，現に日本に住所を有するものについては，法務大臣は，その者が第５条第１項第１号及び第２号の条件を備えないときでも，帰化を許可することができる。」と定めていることは認める。

b　「(イ) 遺族年金」について

厚生年金保険法３条２項が，「この法律において，『配偶者』，『夫』及び『妻』には，婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。」と定め，同法５９条１項が，遺族厚生年金を受けることができる遺族として「被保険者又は被保険者であつた者の配偶者」を定めていることは認める。

c　「(ウ) 犯罪被害給付制度における遺族給付金」について

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律５条１項柱書きが「遺族給付金の支給を受けることができる遺族は，犯罪被害者の死亡の時において，次の各号のいずれかに該当する者とする。」と定め，同項１号が「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をし

ていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)」と定めていることは認める。

d　「(エ) 公営住宅への入居」について

不知。

e　「(オ) DV防止法による保護」について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の保護対象が「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力」を受けた者に及ぶこと（同法２８条の２前段），甲Ａ第４５号証１４ページに原告らの引用する内容が記載されていることは認める。

f　「(カ) 司法手続上の権利等」について

民事訴訟法１９６条，刑事訴訟法１４７条，議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律４条が配偶者の証言拒絶権について定めていること，刑事訴訟法３０条２項が配偶者による弁護人選任権について定めていることは認める。

(オ) 「エ　事実上の不利益」について

不知。

オ　「(4) 小括」について

争う。

(5) 「4　厳格に審査されるべきこと」について

最高裁判所平成２０年６月４日大法廷判決（民集６２巻６号１３６７ページ）が「父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得するか否かということは，子にとっては自らの意思や努力によっては変えることのできない父母の身分行為に係る事柄である。したがって，このような事柄をもって日本国籍取得の要件に関して区別を生じさせることに合理的な理由があるか否

かについては，慎重に検討することが必要である。」と判示したこと，最高裁判所平成２５年９月４日大法廷決定（民集６７巻６号１３２０ページ）に原告らの引用する記載があること，前掲最高裁判所平成２７年１２月１６日大法廷判決（民集６９巻８号２５８６ページ）の寺田逸郎裁判官による補足意見に原告らの引用する記載があることは認め，その余は，原告らの意見にわたる部分は認否の限りでなく，法的主張については，同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定が憲法１４条１項に反するとの趣旨の主張と解した上で争う。

(6) 「５　別異取扱いが正当化されないこと」について

甲Ａ第５０ないし５２号証において，性的マイノリティの自殺念慮の割合や自殺未遂リスクの高さ等について言及されていることは認め，その余は，原告らの意見にわたる部分は認否の限りでなく，法的主張については，同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定が憲法１４条１項に反するとの趣旨の主張と解した上で争う。

(7) 「６　結論」について

争う。

7　「第７　同性間の婚姻を認めない本件規定が憲法２４条２項に反すること」について

憲法２４条２項が，「配偶者の選択，財産権，相続，住居の選定，離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては，法律は，個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して，制定されなければならない。」と定めていること，民法７５２条が同居・協力・扶助義務を定めていること，原告の引用する最高裁判決におおむね原告らの引用する記載があることは認め，前記６(4)エと重複する部分についての認否は，同所で述べたとおりであり，その余は，原告らの意見にわたる部分は認否の限りでなく，法的主張については，同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定が憲法２４条２項に反す

るとの趣旨の主張と解した上で争う。

8　「第８　立法不作為が国賠法上違法であること」について

(1)　「１　立法不作為の国家賠償法上の違法性に関する基準」について

第１段落は認め，第２段落は争う。

(2)　「２　本件規定の違憲性が明白であること」について

ア　柱書きについて

争う。

イ　「(1)　トランスジェンダー，ゲイ，レズビアン，パンセクシュアルなどのセクシュアル・マイノリティであることを理由とする権利利益の制約や差別は許されないという認識が確立，浸透してきたこと」について

(ｱ)　「ア　科学的知見の確立」について

不知。

(ｲ)　「イ　法的倫理的認識の確立」について

原告らが指摘する■連人権委員会の見解等を理由として，同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定が違憲であると主張するものと解した上で争う。

(ｳ)　「ウ　日本国内の動向」について

a　柱書きについて

一般論であり，認否の限りでない。

b　「(ｱ)　裁判例」について

東京高等裁判所平成９年９月１６日判決（判例タイムズ９８６号２０６ページ・甲Ａ第５７号証），宇都宮地方裁判所真岡支部令和元年９月１８日判決（甲Ａ第３５号証の１）及び東京高等裁判所令和２年３月４日判決（同号証の２）におおむね原告らの引用する記載があること，甲Ａ第５８号証及び甲Ａ第５９号証で報じられた訴訟が提起されたこと，同訴訟の提起後，同訴訟の原告に対して在留特別許可がさ

れ，訴えが取下げられたこと，甲A第６０号証の記事に原告らの引用する法務省の回答が記載されていること，甲A第６５号証，甲A第６６号証及び甲A第２９号証で引用された裁判例が存在することは認め，その余の事実は不知，原告らの意見ないし評価については認否の限りでない。

c　「(ｲ) 国の行政施策」について

甲A第４７号証とあるのは，甲A第５２号証の誤りと解した上で，原告らの引用する書証におおむね原告らの引用する記載があることは認め，原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。なお，甲A第６７号証は，正確には，「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合(中略)については，人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要である」などと記載し，甲A第５２号証は，正確には，「性的マイノリティは，社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって自殺念慮を抱えることもあることから，性的マイノリティに対する教職員の理解を促進する」などと記載している。

d　「(ｳ) 国会での議論及び決議」について

事実については認め，原告らの評価にわたる部分については認否の限りでない。

e　「(ｴ) 地方自治体の取り組み」について

甲A第８６号証に「近年，同性愛者をめぐって，さまざまな問題が提起されています」との記載があること，地方自治体の条例・計画・指針等の中に性的指向に言及するものが存在すること，訴状記載の各条例が制定され，それらの条例が性自認の尊重ないし差別禁止に言及していること，地方公共団体において「パートナーシップ」の制度に関する取組みが存在すること，名古屋地方裁判所令和２年６月４日判

決（判例タイムズ１４８２号１３１ページ）が「本件処分当時の我が国において，同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が，犯給法５条１項１号にいう「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するとまではいえない」などと判示し，当該事件の原告の請求を棄却したこと，同原告が同判決を不服として控訴したことは認め，その余は原告らの意見ないし評価であり，認否の限りでない。

f　「(オ) 民間の取り組み」について

甲Ａ第９９号証において，ＬＧＢＴに関して取組みを行っている企業の存在等が調査・紹介されていることは認める。

(エ) 「エ　国際社会から日本への是正勧告等」について

市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「Ｂ規約」という。）４●条に基づく第５回報告及び同６回報告に対する自由権規約人権委員会の総括所見（甲Ａ第１００号証の１，甲Ａ第１０１号証の１）並びに経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「Ａ規約」という。）１６条及び１７条に基づく第３回報告に対する社会権規約人権委員会の総括所見（甲Ａ第１０２号証の１）の中に，訴状に引用された趣旨の指摘があることは認め，その余は原告らの意見ないし評価であり，認否の限りでない。

(オ) 「オ　小括」について

一般論としては認めるが，同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定が憲法１４条１項及び２４条に違反することが国会にとって明白になっていた旨の主張を含むのであれば，争う。

ウ　「(2) 法律上同性の者との婚姻を可能とする立法措置を執ることが世界の潮流であること」について

(ア) 「ア　諸外国では法律上の同性カップルに法律上の異性カップルと同様の婚姻を認めている」について

甲Ａ第１０３号証に，訴状列挙の諸外国（エクアドル及びコスタリカ共和国を除く）において同性間の「婚姻」が容認された（ただし，甲Ａ第１０３号証６８ページによれば，同性間の婚姻について異性間の婚姻と全く同じ法的取扱いがなされるとは限らないとされている。）旨の記載があることは認め，その余は不知ないし争う。

(イ) **「イ　諸外国の司法機関が，法律上同性の者との婚姻を認める立法措置を採ることは各国の憲法上の要請であると判断していること」について**

不知。

エ　**「(3) 日本における法律上の同性カップルの婚姻を求める声の高まり」について**

原告らの主張が，「今日，日本においても，法律上の同性カップルの婚姻を求める声が高まり続けている」（訴状１０５ページ）及び「法律や制度の必要性は，日本でも早くから指摘され，法律上同性の者との婚姻の法制化がすでに明確に求められている状況にある」（訴状１１２ページ）とする趣旨の主張と解した上で，不知ないし争う。

オ　**「(4) 小括」について**

争う。

(3) **「３　国会が正当な理由なく長期にわたって立法措置を懈怠していること」及び「４　結論」について**

争う。

９　**「第９　損害の発生」について**

争う。

１０　**「第１０　結語」について**

争う。

第２　被告の主張

追って提出する準備書面において明らかにする。

以　上